

所沢市都市計画法第34条第1号許可運用基準

【公共公益施設】

1 開発区域の位置

開発区域は、本市の市街化調整区域内において、50以上の居住用建築物の各敷地（市街化区域に存するものを含む場合は、その過半が市街化調整区域内に存すること。以下同じ。）が、50メートル以内の間隔で連続している地域又は申請地の敷地境界線から500メートルの範囲内に、居住用建築物の各敷地が100以上存する地域であること。

2 予定建築物の用途

主として当該開発区域の周辺において居住している者の利用に供する公益上必要な施設で、次のいずれかに該当し、かつ、居住の施設を併設しないものであること。（自己の業務の用に供するものであること。）

（1）都市計画法施行令（以下「政令」という。）第21条第26号イに該当する建築物で、次のいずれかに該当するもの。

ア 本市が設置する小学校、中学校

イ 幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）

（2）政令第21条第26号ロに該当する事業の用に供する建築物で、次のいずれかに該当するもの。

ア 児童福祉法に規定する小規模保育事業所、事業所内保育事業所（地域枠があるものに限る。） 乳児等通園支援事業所

イ 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業のうち、施設利用者が通所する施設

ウ 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業のうち、介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービスもしくは、同法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行うもので、施設利用者が入所する施設

（3）政令第21条第26号ハに該当する建築物で、次のいずれかに該当するもの。

ア 診療所

イ 助産所

3 開発区域の規模等

(1) 以下の表に掲げる用途の建築物にあっては、開発区域の規模は、500平方メートル以上であり、かつ、用途の区分に応じた面積を上限とする。

区分	用途	敷地の上限
学校関係	幼稚園、幼稚園型認定こども園	5000 ^m ²
	小学校・中学校	上限なし
児童福祉施設	小規模保育事業所 (社会福祉事業に該当しないものに限る。) 事業所内保育事業所 (地域枠があるものに限る。) 乳児等通園支援事業所	1000 ^m ²
社会福祉施設	保育園型・幼保連携型認定こども園	5000 ^m ²
	認可保育所	5000 ^m ²
	地域密着型サービス入所施設	3000 ^m ²
	その他の通所施設	3000 ^m ²
医療施設	診療所	3000 ^m ²
	助産所	1000 ^m ²
幼稚園・認定こども園・認可保育所と上記の用途区分の施設を併設する施設		5000 ^m ²
上記の用途区分の施設(幼稚園・認定こども園・認可保育所を除く。)を併設する施設		3000 ^m ²

(2) 幅員6メートル以上の通り抜け道路に接し、かつ、開発行為を行う土地にあっては、都市計画法第33条第1項第2号の基準において必要となる道路幅員を満たすものであること。ただし、開発区域が1000平方メートル未満の場合は道路幅員を4.2メートル以上とすることができる。

4 予定建築物の規模等

建築物の高さは10メートル以下とする。ただし、政令第21条第26号イに該当する小学校、中学校は除く。

5 事業者の資格等

事業者は、運営又は経営に際し、資格を要する場合には、事業者がその資格を有すること。(法人が申請者にあつては、雇用者が資格を有する場合を含む。)また、開業にあたって、許認可等を必要とする場合には、事業者がその許認可等を既に取得しているか、又は取得することが明らかであること。

附 則

この基準は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際、現に改正前の基準に基づく許可の申請は、改正後の基準に基づく申請とみなす。